

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年7月8日 02時04分ごろ
発生場所	宮崎県串間市都井岬南方沖（公海上） 都井岬灯台から真方位177°22.2海里付近 （概位 北緯30°59.8 東経131°22.0）
事故の概要	貨物船BONANZA Y Rは、東進中、また、漁船かなみ丸は、北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年7月15日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 BONANZA YR（パナマ共和国籍）39,969トン 9311218（IMO番号）SUN LINE SHIPPING, S.A.（船舶所有者）MISUGA KAIUN HOLLANND O BV（船舶管理会社） B 漁船 かなみ丸、9.7トン MZ2-3128（漁船登録番号）株式会社かなみ水産 第294-14700号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 航海士A（フィリピン共和国籍）、二等航海士免状（パナマ共和国発給） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷側外板に擦過傷 B 船首上部に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5、視界 やや不良 海象：波高 約1.5m
事故の経過	A船は、船長ほか20人が乗り組み、航海士A及び操舵手が船橋当直に当たり、自動操舵で東進中、航海士Aが、前路に他船を見掛けなかったため海図室で作業を行っていたとき、操舵手から右舷船首方よりB船が接近する旨の報告を受け、直ちに汽笛を吹鳴したのち、左舵一杯を取ったものの、右舷船首部とB船の船首とが衝突した。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、宮崎県日南市油津港に向けて自動操舵で北進中、船長Bが、椅子に腰を掛けた姿勢で操船中に眠気を感じたものの、強い疲労や睡眠不足を感じていなかったため、居眠りをするのではないと思い、同じ姿勢で見張りを続けていたところ、居眠りに陥り、そのまま航行を続けてA船と衝突した。
分析	A船は、自動操舵で東進中、航海士Aが、海図室で作業を行っていたことから、右舷船首方から接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、自動操舵で北進中、船長Bが、居眠りに陥り、自動操舵でA船に向かっていることを知らずに航行を続けたことから、A船と衝突したものと推定される。</p> <p>船長Bは、椅子に腰を掛けた姿勢で見張りを行ううちに眠気を感じたものの、同じ姿勢で見張りを続けていたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、A船が東進中、B船が北進中、航海士Aが、海図室で作業を行っていたため、右方から接近するB船に気付くのが遅れ、また、船長Bが、居眠りに陥り、自動操舵でA船に向かっていることを知らずに航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋当直者は、早期に接近する他船に気付くことができるよう常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・単独の船橋当直者は、当直中に眠気を感じた場合、椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航を防止する措置を採ること。</li> </ul>